

6月20日（第4号）一般質問

○議長 宮城清政君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって8番 花城清文議員、9番 赤嶺雅和議員を指名します。

日程第2に入る前に、きのうの上原喜代子議員の質問に対して教育部のほうから訂正があるとの申し出がございますので、それから先にさせたいと思います。学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 昨日の上原喜代子議員の不登校児童生徒への指導結果として、効果的な措置はあったかへの再質問で入学後、高校との連携は行っているかという部分の答弁でございますが、「入学後も状況確認などを行い、高校と連携しております」と訂正答弁をいたします。よろしくお願ひします。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。7番 浦崎みゆき議員。

〔浦崎みゆき議員 登壇〕

○7番 浦崎みゆきさん 皆さん、おはようございます。それでは、今期最後の一般質問をさせていただきます。一般質問に入る前に、赤嶺新町長、就任大変おめでとうございます。いろいろな問題を抱えている南風原町、本当に大事な時期でのご就任ということで新町長への期待と、またエールを送っていきたく思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは、一般質問に入らせていただきます。全部読み上げて一括質問、一括答弁にて、また後ほど個別に行います。

まず、1．子供の貧困対策事業を問う。（1）子ども元気ROOMについてお伺ひいたします。①町内2カ所の平成28年度、平成29年度の実績を問う。②平成29年度目標、課題の変化はどうか。③本年度の予算がふえているがどの様な事業計画で目標値は示されているか。（2）県の貧困対策基金はどの様に活用されているか。

2．不登校対策を問う。（1）本町の児童生徒の不登校にかかる近年の状況を問う。

（2）不登校対策としての施策は何か。（3）登校支援はどのように行われているか。

（4）課題とその解決に向けて行われている施策は何か。

3．北丘運動公園のトイレ設置状況は。（1）北丘運動公園にトイレの設置を平成28年6月定例会にて質問した。その後の状況はどうか。以上、お願ひします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。それでは質問事項1点目の子供の貧困対策事業を問うの（1）については、①から順次お答えします。①子ども元気ROOMで支援を受けている子供たちは、支援の開始や終了などで人数が動きますが、ほぼ20名から30名の間で推移しています。②子ども元気ROOM事業を始める際に、成果指標として捉えたのが不登校児童生徒の数であり、特に小学生の時期に早期対応を行うことで、一人でも多くの不登校を未然に防ぐことを目標に掲げました。目標値はそのまま掲げており、変えておりません。③子ども元気ROOMは現在2カ所あり、1つは平日の午後、放課後から夜10時までの支援。もう一方は、土日祝日の支援を行い、365日に対応しているのが本町の特徴です。その土日対応の施設において、これまで午後3時から夜の10時までの支援を、平成30年度は朝の9時から午後6時までに変更し、支援時間が2時間ふえたことによる人件費の増であります。

3点目の北丘運動公園のトイレ設置状況はについてお答えします。設置に向けて事業の検討と地元との調整を行ってまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは2番目の質問からお答えいたします。不登校対策を問うの（1）でございますが、不登校児童生徒とは年間30日以上欠席している者でございます。

6月20日（第4号）一般質問

す。その推移は、平成27年度小学生が12人、中学生12人、計24人。平成28年度小学生14人、中学生31人、計45人。平成29年度小学生36人、中学生47人の計83人となっております。続いて、（2）の質問です。不登校児童生徒の実情の把握・分析とあわせて、町青少年教育相談員、自立支援教育指導員、心の教室相談員等を配置して対策を講じております。（3）でございます。学校等による支援会議の開催、児童生徒への家庭訪問、保護者への状況確認、相談員等による面談や電話・メールでの相談を行っております。（4）の課題とその解決でございますが、不登校についてはその要因や背景が多様・複雑化しているという課題の中において、学校・行政・民生委員を初めとする関係機関で構成される町登校支援委員会の開催、心の教室相談員連絡会を毎月開催し、学校及び行政・関係機関が連携して、切れ目のない組織的な支援に取り組んでおります。

大変失礼しました。1. 子供の貧困対策事業を問うの（2）の県の貧困対策基金の活用先でございます。子どもの貧困対策推進交付金については、要保護準要保護児童生徒援助費として活用しております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは、子ども元気ROOMのほうから再質問させていただきます。この事業は内閣府の10割補助の事業であります。10億円という枠があって、内閣府からの補助だと認識しております。私の①の問いですが、答弁では20名から30名ということで少し抽象的ですが、実績ですので、例えば平成28年度は何名いて、29年度は何名の方が通所されたのか。また、どのように変わったのかを具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。実績についてですが、日々相談もあります。そして、毎週1回会議も開きながら、元気ROOMに通うかどうかの会議もあるわけございまして、そういう形で人数は毎月動いていきます。実績として平成28年度、29年度、2カ年間で合計しますと512名の子供についてのさまざまな相談を受けております。その512名の中から実際、元気ROOMを利用したのが15世帯28名ということです。512名中28名の子が元気ROOMに通った。残りはどうなったかといいますと、これまで通常どおりの支援がありますので、そういう支援につなげていくと。そういう形で相談が来た子供について、それぞれ軽い支援で済むとか、あるいは相談で済んだとか、そういう部分で子ども元気支援員を2名配置しておりますので、しっかりコーディネートしながら支援につなげていくと。ご質問の元気ROOMの利用については、平成28年度、29年度で28名の子が利用したということでございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん こども課のほうで相談を受けて、元気ROOMの支援員お二人が相談を受けるわけですか。お二人が512人の相談を受けたということですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 子ども元気支援員が、一時的には512名の情報が入ってきまして、いろいろ専門的な方とつないだりして、相談を一緒に受けていくわけです。この512名の相談のうち学校からの相談が一番多くて、512名中313名が学校と。あとは児童館や学童、社協、それから南部福祉事務所とか、他の機関からも相談が来ます。学校からの相談という313名の中でも心の教室相談員、あるいはアシスト相談員、直接学校からとか、そういう形で相談が来ます。そういう相談の内容を受けて、また町の支援員がそれぞれ聞きながらいろいろコーディネートして専門機関につなげたり、あるいは社会福祉士等を配置しておりますので、そういう形で相談を受け、そのケースの内容を週1のキッズ会議とか、そういう会議でどのような支援がいいのかコーディネートしていくという仕組みになっています。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 私としては実態というか、現在その元気ROOMに通っている方々は28人ということですが、平成28年度も29年度も変わらない、同じ方々なのか。それとも変わったりとかしているのか。変化があるのかどうか、そこら辺の状況を把握したいと思っております。その方々の、仮に出席簿というのはおかしいんですが、誰々さん、誰々さんという名簿があって、そこに来ている方々の状況が見える化できるような名簿とかもあるのかどうか。状況把握がどのようになされているのか、確認をしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 まず、元気ROOMに通う際は、先ほど部長からも話があり

6月20日（第4号）一般質問

ましたキッズ会議、こちらのほうでうちの支援員、元気ROOMのスタッフ、そして教育委員会関係者が集まって決定するのですが、決定すると保護者の印鑑が必要になってきます。保護者の同意を得て元気ROOMでの支援が始まりますが、当然その子供たちの名簿は元気ROOMの事務所のほうにしっかりありまして、そこで日々の支援の内容を全部日記形式に書いてストックしてございます。支援を始めるとかなり複雑な環境を背負ってきますので、その対応に長期間かかりますが、ずっといるわけでもなくて、学校に復帰できる子供たちは元気ROOMを卒業するという子供たちもいらっしゃいます。2年間の中で毎月毎月人数が変わっていくんですけども、2年間の中で支援してきた子供たちの中で卒業できた子供たちもいまして、いろいろな理由があるのですが、総勢24名は支援が何らかの形で終わっているんですけども、その際には支援する機関として無料塾の「結塾」というのがありますが、そちらに支援の対象を移して、そこで見守ってもらう。そのために元気ROOMから卒業するとか、あるいは母親の就労で生活リズムが整ってきたので支援はしばらく休止しましょうとか、そういう関係も含めて2年間で24名は元気ROOMから卒業しているという形になります。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは24名は卒業して、また新たに入ってきて、現在答弁にある20名から30名の間で推移をしているという考えでよろしいわけですね。わかりました。

それでは②に行きますが、目標値はそのまま掲げておりますということですが、目標値というのはどういう目標値でしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この事業を始める際に、平成28年1月時点の南風原町の不登校の数字をまず押さえました。そのときに小学校が25、中学校20、合計45。平成28年1月の時点の数字を押さえ、この中で特に小学校期のほうから支援をしっかりと行って、中学校期への不登校も減らしていきたいというのが我々の目標でした。ただ、この目標値に関しては、5年とか10年とかのスパンで評価を見ようという形になりますので、押さえられている数字は25と20。目標値としては、それを減らすという目標を掲げて支援を行っている状況でございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、この目標値というのはあくまでも不登校の数25名、20名を押さえ、それを改善していくということを目指しているということでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 数値としてはこの数値なのですが、この数値を改善することで我々が目指しているのが中卒を減らす。高校に行った子供の中退が課題になっているので、中退を減らす。そして、若年出産を減らすということが最終目標となっております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは②は終わります。③の細かい説明なのですが、一つはとか、もう一方とかというのはよくわかりませんので、南星中学校区、侍学園と元気ROOMカナカナでもいいです。そのようにきれいに分けて説明していただけないでしょうか。どこが放課後夜10時までで、もう一方は土日というので。朝9時からはどこなのか、お願いいたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 失礼しました。平日の放課後から10時まで支援しているのが侍学園になります。土日祝日支援しているのがカナカナさんという形で支援をしております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 当初、立ち上げたときはカナカナさんが夜まででしたよね。一番最初に立ち上げたときは、放課後15時から22時が南星中学校区のカナカナさんで…、侍だった？ じゃあそのままですか。なるほど、わかりました。じゃあ私の勘違いということですね。

③の補助金が484万円ふえております。これは2時間ふえたことによる人件費なのですが、スタッフはふたのですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 平成30年度の元気ROOMの予算としましては、「ハイさい

6月20日（第4号）一般質問

よ～さん」にも記載しておりますが、2カ所で3,600万円計上してあります。カナカナさんが約1,400万円、侍学園さんが2,200万円になっております。カナカナさんのほうで予算がふえているのは、先ほど申しあげました土日祝日の支援体制の時間が2時間ふえたのと、これまで4名でやっていたのですが、1名ふやして5名になった部分。ですから1人の支援員の増と支援時間の2時間の増によって、今回予算をふやしております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 鋭意努力していること、また大勢の相談を受けていることに、本当にエールを送りたいと思います。長期的に考えるべき問題でございますが、やはり私たちからなかなか見えにくい部分もありまして、そこら辺がどうなっているのか、せっかくなさばらしい事業をしているのによくわからない部分もありますので、また私どもも訪問したり、そのような状況を確認しながら一緒に見守っていきたいと思っております。

それから内閣府の10割補助、これは平成28年度から30年度までがモデル事業になっていと思います。その後、平成33年ぐらいまでの流れと認識しておりますが、この事業の検証の方法はどのように行われるのか。例えば平成30年度、今年度ですね、元気ROOMの検証はどのように評価をして、またどなたが評価をするのか。どういう感じで全体的な検証といいますか、そういうのはどういう状況になっているか。来年度からの今後の流れですね。平成33年で終わるのかどうかはよくわかりませんが、その辺の流れはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 沖縄子供の貧困緊急対策事業につきましては、内閣府の予算でございますが、この事業を実施する際に、沖縄振興計画期間の平成28年度から平成33年度の期間を集中対策期間として実施するという事で事業がスタートしました。その期間の中でさらに、平成28年度から平成30年度はモデル事業として実施しますと。いわゆる10割補助という形で。今後につきましては、まだ内閣府のほうで審議中ですので、成り行きを見守っている状態でございます。この評価に関しまして、内閣府のほうから毎年、今支援している子供たちが支援員とかかわったことでどのような変化があらわれたかということ、追跡調査がされています。これが一部評価になるかなと思っております。南風原のほうもこの事業を始める際に、子供たちの自己肯定感がどう変わったかというところを、評価指標にもう一つ、一本持っていますので、これも踏まえまして、我々内部の事業評価はここでやっております。予算に関しましては、こんな感じの流れになっています。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは内部の事業評価というのは、今年度が終わってやるわけですね。平成30年度まで終わってやるということ。

今その中にありました支援員の活動といいますか、すごく重要なものになってくるものなんですけれども、子ども元気支援員がお二人いらっしゃいますが、報酬といたしましては362万円が入っていますよね。子ども元気支援員補助ですね。お二人だけでこれだけの金額なのですが、子供を送り迎えするときもこの方々が…、違うの？ なさっていない？

わかりました。では、相談事業が主ということで認識してよろしいですか。お願いします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 現在、二人の子ども元気支援員を配置しておりますが、役場のこども課の内部におりまして、先ほどの実績で報告しましたが、512件などの相談を受けて、そして、その子供たちをどういう機関につないだほうがいいのかという調整役を中心にやっている二人でございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 子供たちの送迎はあくまでも事業主である方々がやっているということですのでよろしいわけですね。わかりました。子供の貧困対策については、これで終わります。以上で子ども元気ROOMについては終わりたいと思います。

(2)の県の貧困対策基金について確認をいたします。現在、要保護準要保護児童生徒の援助費として活用されているということですが、県の貧困対策基金は、これに充てなさいという、何かそういう項目があるのか。これに使いなさいという、いわゆる縛りがあるのかどうか。それとも全体的に使えるのかどうか確認します。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時30分）

再開（午前10時30分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

6月20日（第4号）一般質問

○民生部長 知念 功君 沖縄県の子どもの貧困対策推進交付金ですが、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を財源として活用する事業でありまして、交付対象の事業としましては、1点目が就学援助の充実を図る事業、それから放課後児童クラブの利用負担軽減を図る事業、あるいは子供の貧困対策に資する単独事業と。先ほどの内閣府とは別のものですね、単独事業。それから国庫補助事業を活用して、子供の貧困対策に資する事業。最後、5点目で子供の貧困対策に資する事業実施に必要な臨時非常勤職員の配置ということで、この5点が上げられて、この事業が始まる前に県が全市町村と意見交換して、どういう事業を活用したいかという意見を集約して、その中で一番市町村からの要望が多かったのが、1点目の就学援助の充実を図る事業ということでございまして、本町においても就学援助の充実を図るという目的で、全て要保護・準要保護の支援に充てているという状況でございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 本町に関しては、選んでそこに重点的に使っているということではよろしいわけですね。

そのほかには全く使われていないのかどうか。まず1点目。そして、今後の町全体としての貧困対策を行って、町自体の全体的な検証はどのようにするのか。また、見直しとかがあるのかどうか。予算の組み替えとかがあるのかどうか、そこら辺を確認します。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、県からの基金を活用した事業なのですが、平成28年度の当初だけは、就学援助以外に子供の貧困対策に資する事業実施に必要な臨時非常勤職員等の配置ということで、こども課のほうで臨時職員を1名配置しました。ただ、平成29年、30年は全て就学援助のほうに充てております。

それから、町全体的な部分としての子供の貧困対策ということでございまして、まず県のほうで沖縄子供の貧困対策に関する計画がございまして。この貧困対策の目的としまして、町の目的としては、目標数値は先ほど課長の答弁で不登校の人数を減らすという、これは数値的に見えてくる部分なのですが、県全体で、これは南風原町も同じですが、どのような目的、目標を持つかといいますと、まず子供貧困対策の目的としましては、貧困状態にある子育て世帯の保護者に必要な支援を行うとともに、そのような家庭で暮らす子供が社会に出て安定した仕事に就いて、希望する者は仮定を持ち、健全に子供を育てるなり、その能力に応じ社会に貢献できる人材として育成すること。これが目的となっております。この子供貧困対策の使命としては、貧困状態が子供の生活と成長に与える悪影響を解消していき、そして低減させて、子供が健康的ですくすくと成長していく。そういう社会にしていくというのが国全体の目標でありますから、我々もしっかり支援が必要な親、そして子供、そういう家庭をできるだけ減らしていく。しっかり支援して、そういう社会にしていくというのが目標ということでございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。基本的には幅広く使えるということでは理解しました。それでよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 県の基金を活用した事業に関しては、先ほどの5点という条件があります。この事業をすることによって、先ほど申し上げた、そういう子供たちが健康的で健やかに育っていく社会にしていくということでございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 貧困対策に資する事業であればよろしいということでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 貧困対策に資するという事で県が5つの条件を出していますので、その5点ということでございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。それでは、是非また頑張ってくださいと思います。

それでは、大きい2の不登校のほうに行きたいと思います。先ほどいろいろと数字を述べていただきましたが、まず(1)からでございます。きのうの上原喜代子議員にもお答えいただいて、図らずも今回女性議員3名、不登校の質問が出ておりますけれども、これは皆さんからいろいろなお声がありまして、偶然にもそのようになっているということでございます。それは、そういう問題が多々あるということでは私どもの耳にも入ってくるわ

6月20日（第4号）一般質問

けですので、本当に重要な問題だと思っております。この数字ですが、平成28年度より29年度が約倍という認識ですけれども、他市町村に関しての調査とか、県全体、国全体、そういうものを確認していますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 お答えします。他市町村の調査についてはできておりません。公表部分と非公表部分がありまして、この辺の調査ができていないということでございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん わかりました。（1）は数字の質問でございますので、できれば他市町村もどのような状況なのか。また、国の状況なども調べておく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

（2）ですが、施策は何かということ、るる挙げられました。町青少年教育相談員。

この答弁にあります方々は何名かということをお教えいただけますか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 お答えします。町の青少年教育相談員が1人、自立支援教室指導員が2人、心の教室相談員が5人配置されております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん この中で人数がふえたというのはありますか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 平成29年度から30年度にかけてふえた人数はございません。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、不登校がふえてきている状況ですけれども、人数的には変わらずにその方々で施策として配置をして、対策を講じているということでございますね。どのような対策を講じているかお教えいただけますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的な対策としましては、最初の会議の中では担当の職員といたしますか、クラスの担当の先生と、それから学校のソーシャルワーカーとかいろいろなわけなのですが、その辺が子供と接する形をとっていきます。しっかり生徒とか、また家庭のほうとも信頼関係を結ぶという形で連絡を密にしてやっていくわけですが、その後、学校の中での連携、教育指導の先生、それから保健室、いろいろな先生方がいますので、学校長も含めてその辺でケース会議をしてみたりと。さらに、そこでおさまらないような事例とか、対象を地域とか教育委員会等にも広げていって全体で連携をして、その問題を解決していくという形で会議を繰り返して、地域と学校、それから家庭を含めて子供をフォローするような形で連携ができるような対策を練っていております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは8名の方々が実質的には動いてやっていらっしゃるといことです。これは平成28年度の主要施策ですが、不登校児童のうち登校復帰した児童生徒は小学生で2人、中学生で7人ということですが、心の教育相談室に行くことによって登校に結びつけられましたとなっているわけです。その人数に対しては、不登校がこれだけいるわけですから、相談員からもっとふやしてほしいとか、そういう要望の声というのは聞いたことはないのかどうか確認します。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 確かに相談件数もふえております。実は南風原町の心の教室相談員以外にも県のほうから小中アシスト相談員とか、教育事務所からの配置になるんですが、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーなども配置していただいて、より一層その相談業務ができる体制を整えております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 今述べていただいたソーシャルワーカーとかは常時いるわけではないですよ。月に何回ぐらいの補助的なものだと思いますので、やはり常時駆けつけて相談できるというのが心の教育相談室だと思います。要望が出ていないというふうに捉えますが、必要ではないかと思っておりますので、また確認をとっていただきながら、相談をしていただきながら、そこら辺の対応もお願いしたいというところでございます。

（3）に行きます。私の考える登校支援というのは、朝、家庭を訪問して「行きましょー」と一緒に学校に行く。そういう登校支援員が那覇などでは結構活発に行われておりまして、成果も出ていると聞いているところです。本町においては、実質的に会議とかでは

6月20日（第4号）一般質問

なくて、その子と接して学校に連れて行く。連れていくというのは変ですけども、一緒に行くという。実質的な動きというのは、どのような流れになっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 まず、実質的な動きというのは、例えば朝、子供が欠席、登校していないという状況から始まるのですが、まず学級担任がその所在確認ですね。自宅のほうに電話連絡確認などを行っております。それからすると、基本的には学級担任が中心となって、その初期対応に当たっております。ある学校については、職員が出勤時間に合わせて、気になる不登校ぎみの子供に声かけをして、状況確認をしながら、できれば一緒に登校するという事例もございます。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 特段、これに特化した登校を支援するという方々は、南風原町においては決まっていないということでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 担当者という形での者が決まっていないということは、そういう形になると思います。ただ、基本的に学校が最初の初動を担うということで、学級担任もそうなんです、スクールカウンセラーとか、心の相談室の先生方を含めて、いろいろな形で子供のケースバイケースで対応していると。学校の初動の状態にあわせて、また教育委員会、それから元気ROOMの皆さんもあわせて、いろいろな形で対応していくという形をとってまして、最初からどういう形で、どなたが担当だという形はとっておりません。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 要するに、できる方々でその都度やっていらっしゃるわけですね。今八十何名いらっしゃるわけですね。八十何名不登校になっていて、手が回らないといえますか。いろいろなケースがあるので、すぐ「はい、行きましょう」といって行く子もいれば、病的なもので全く行けない子もいるわけですから、一概には83名全部ということではないんですけども、絶対的な数として私は足りていないのではないかと感じております。そこが限界ですか。この対策でやる以外にないのかどうか。仮に、名簿をいただいておりますけれども、登校支援員ということで実質的には、学校の先生もおっしゃっていましたが、地域の児童委員とか、保護司の方をお願いをしたりとか、そういうものもさかれてはいると思いますが、数は限られていると思います。そこでお聞きしたいのは、もっとそういう方々を募集なりして、何らかの形でもっとマンパワーをふやせないものなのかどうか。今後、このような形でしか登校支援というのはできないのかどうか。そこをお聞きします。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問にお答えします。確かに登校支援は、いろいろな要因が重なって登校できないと。先ほど83人という形で申し上げている人数なのですが、生徒の中にはずっと出てこない子たちばかりというわけではなくて、出てきたり、出てこなくなったりと。生徒の出てこれないという要因がいろいろあるわけなのですが、その中には相談をした上できちんと出れるようになる子。先ほどから出てきますように、心因的なものであるとか、病氣的なものがある、なかなかスムーズに学校に登校するというステージに上がれない子というのがおります。そのような状況に合わせていろいろな形をとっているわけなんですけれども、そこで足りない部分としましては、先ほどからおっしゃっているいろいろな方々に協力をお願いして、あらゆる機会を通してその子供たちに対応していくということで、私たちのほうがその会議でその辺を酌み取ってバックアップをするという形で今後もサポートしていきたいと考えています。ご提案のように、いろいろな人に呼びかけて対応できるような形を、今後ともこちらのほうでもやっていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん 是非みんな助け合っていけるような本来の協働のまちづくり、そのように持っていけたらいいなと思いますので、是非ともそのような方向性でよろしく願いをいたします。

(4)ですが、関係機関が連携をしてやっていくということなんですよね。何か新しい施策とかというのは、特段ありますでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 こちらのほうで目新しい施策ということなんですかね。まだその辺については研究中です。今手詰まりですかということで先ほどの質問にもございました

6月20日（第4号）一般質問

たが、我々が気がつくところについては、全てについて現在、手を尽くそうという形で頑張っているんですが、そこの中で新しいことが出てきたかということについては現在研究中で、情報でいただきました委託とか、そういうことも今後、新しくこちらのほうでも調査研究させていただきたいと思っております。現時点では、申し上げられるような目新しいものは持っていないということですのでよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん よろしく願いいたします。私もちょっと見落としていた法律がありまして、2016年に教育機会確保法というのが成立しております、これは不登校児、または学校外での支援を行いやすくするための法律ができているようでございます。ポイントは3つありまして、1つ目は休むということ自体の必要性を認めていると。要するに、いじめがあるのに無理して学校へ行って、いじめをずっと受け続けるのかというようなところの観点から来ているようでございます。2つ目は、子供が学習できる状況になったときに、学校以外で学ぶことも重要であるということですね。沖縄ではあまりないんですが、いわゆるフリースクールと言われているものですが、そこで学んでもいいのではないかとということです。3つ目は、行政とフリースクールが連携していくというような法律ができているようでございます。これについては、何か情報とかあるかどうか。

また、認識していたのかどうか確認をいたします。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 議員ご質問のことは、2018年、平成30年の当初だと覚えているのですが、国から県を経由して通知が届いております。まさに、おっしゃったように休みやすい環境づくり、フリースクールなど民間施設の活用、それから行政とフリースクールが一体となった取り組みということで、そこに通う子供たちもなるべく出席扱いにするようにという趣旨の文書通知でございました。これについてはもちろん、各小中学校に通知をいたしまして、これから各小中学校の校長先生方を含めて確認していきたいと思っております。実際に、そのフリースクールなどに通っている子供もおりますので、そこはまた学校と連携を密にして対処していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 いろいろご提言もありがとうございます。今の教育機会確保法等でも議員からございましたが、先ほどから担当部長、課長が答弁しているのですが、やはり不登校に至る経緯がさまざま、画一的ではないというのはもうご承知のとおりだと思います。ということで、何か新しい策があるかというご質問には非常に…。それぞれのケースがあるので、それぞれのケースに対応していくような我々教育行政としては、現場に最大限支援するということになると思います。どうしても行政の人間が行って直接やるということではございませんので、現場が必要としている。この子に対して必要な施策があれば、人的なのか、物的なのかも含めて我々は全面的に支援していく。そして、確かにあるケースで私、就任直後に学校訪問をして、おっしゃっているように学校に行かずとも自分で学びたいということも本当にあるようで、これが心因的なのかとか、身体的なものなのかという、別のこともあるようでございます。まさに、多種多様な現状がございますので、いろいろなケースにいろいろな対応ができるような施策を我々は最大限サポートしていく。サポートといいますか、一緒に取り組むということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。先ほどの法律は、示されたのは今年ということですか。平成30年度。この教育機会確保法の案内が来たのは平成30年ですか。確認します。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 取り組みの通知についての文書が来たのが、平成30年度というふうに覚えております。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。具体的にはまだ、それに関しての取り組みというのはないと思いますが、この法律ができて何が変わったかということ、例えば休むことも大丈夫なんだということは、仮に不登校になっている子の親御さんなども、「自分の子供が学校行けてないんだよね」みたいな、親としても心的にも非常に苦しい状況。でも行かなくてもよしというような法律ができたことによって、精神的にも楽になるのではないかと感じております。だから今、世間全体、学校に行かないのは「あんまりね」みたいな見方が、どうしても差別的な感じになってくるのでそこら辺、皆さんに対して何ら

6月20日（第4号）一般質問

かの形のアピールとか、こういう法律ができたという。特に学校関係者の方はよく知っていただきたいと思っておりますし、いわゆる考え方ですよね。捉え方を変えていくということでは、すごく強制的なこともございませぬし、そういう意味でその子にとっても、親御さんにとってもいい法律ではないかと思っております。本当に多種多様ありますので、そういうことを通して、そこら辺の対策としてもひとつ取り入れられるのではないかと考えておりますので、必ずしも不登校をゼロに持っていくまでいろいろな形でというよりは、やはりいろいろな子がいるわけですから、そういう対策を是非とっていただきたいと思っております。

先ほど教育長がおっしゃっていたサポートしていくということなのですが、教育委員会といたしましては、学校から上がってきたらサポートするのか。それとも積極的にサポートしていくのか。そこだけ確認したいと思っております。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 最後の質問にお答えする前に、我が国は教育を受ける権利と保護者は受けさせる義務があるというのがございます。その義務があるから行かなくちゃ悪だという、悪じゃないですね。行かなくちゃいけないという発想になると思っております。議員がおっしゃった教育機会確保法、これである事情があったら行かずともいいんだということ、親も本人もそれで納得できればいいんですが、多分社会通念上という常識というもので、これでまた心が非常につらくなるということがありますので、そういうこともあるんだというのは、やはり情報提供としては非常に大事かなと思っております。そして、いろいろな壁が取り除かれて行けるようになったら、また心を整えて通学できたら、それはそれでいいのかなというのがあります。我々が積極的なのか、学校からなのか、この辺は情報の共有だと思います。当然、我々は一義的に現場にはいないですので、教育委員会というところは教育行政でございしますので、やはり学校現場からの声に的確に適宜、適時反応していく。それが一番大事だと思います。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。おっしゃるとおりで、なかなか学校現場も忙しいところでございしますので、学校を回っていく際に、一、二回行って三、四回回ってみるとか、そういう感じで是非学校現場にも足を運んでいただきたいことをお願い申し上げます。この件に関しては、以上で終わります。

次の北丘運動公園のトイレの設置状況でございしますが、城間俊安前町長からも「非常に大事なものである、メニューがなければいろいろな知恵を出して、知恵がなければ単独でもやるような姿勢を指示していきたいと思っております」という答弁をいただいております。現状、調整中ということですが、どのように今後調整していくのか。そのことだけ確認いたします。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 お答えします。現在、地元のほうとしましてはトイレの規模、そういうものがまだ確定していないということで、行政がどうしてもやるとなりますと公共の施設になりますので、県の福祉のまちづくり条例とか、そういうもので障害者のトイレとか、そういうものを設置しないといけないとか、かなり規模が大きくなるとか、その辺がございまして、現在その辺ができていないという状況でございします。今後、一括交付金とか、その辺で考えて、去年、「地元負担が出るんですけどもいかがですか」という話はしたのですが、その中では財政的にかなり困難ということで、地元のとしても自分たちができる範囲内とか、規模を縮小して地元でも設置できるようなものがないとか、その辺で現在地元も模索をしているというような状況でございします。今後、町としても地元でどの辺の補助といいますか、町としての事業ができるのか。その辺も検討しながら今後詰めていきたいというようなこととございします。

○議長 宮城清政君 7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん ありがとうございます。規模的な問題で町がやると大きなものでしかできないというお答えでございしますが、前からおっしゃっている桁下を利用したものの検討とか、向こうは向こうでやって、なかなか下までおりていくのは難しいです。向こうにもあればいいことですし。私がお願いしたいのは、町としてその都度、区のほうとも連携し合って、あれから2カ年たっていますので是非情報を共有して、早目の設置をお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時19分）

○議長 宮城清政君 再開します。

それでは、通告書のとおり順次発言を許します。9番 赤嶺雅和議員。

〔赤嶺雅和議員 登壇〕

○9番 赤嶺雅和君 おはようございます。一般質問をする前に、正之町長、就任おめでとうございます。では、早速始めさせていただきます。

質問1. 待機児童はどのように推移しているか。（1）南風原町は認可保育園を増園したが、待機児童はどのように減ったか。（2）今後の待機児童対策はどのようになっているか。

2. 介護を受ける世帯の割合について伺います。（1）要介護、要支援、独居高齢者の割合を教えてください。

3. 役場職員の町民対応は。町民からお昼時間を利用して窓口申請に来たが、非常にまずい対応をされたということで相談を受けました。そういうことで、（1）お昼時間の職員の対応についてはどうかということで質問します。以上3点、お願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の待機児童はどのように推移しているかの（1）についてお答えします。平成27年度の子ども・子育て新制度が始まってから本年度までに認可保育園を3園新設、そして小規模保育園等を4園新設、分園や増改築等で4園の定員増として、さらに既存保育園でも定員増に協力いただき、403名の定員をふやしてまいりましたが、ことしの4月1日現在で194名の待機児童となっております。（2）についてお答えします。ことしの3月に見直した町子供・子育て支援事業計画に沿った認可保育園の整備と既存保育園の弾力化で対応している部分の定員化に取り組んでまいります。

質問事項2点目の介護を受ける世帯の割合についてお答えします。ことしの3月末時点の要介護高齢者は872人で13.1%、要支援高齢者は224人で3.4%、平成29年10月時点の独居高齢者は1,128人で7.8%となっております。

3点目の役場職員の町民対応についてであります。本町の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっております。業務期間中は迅速丁寧な窓口を心がけており、町民サービスの向上を図っているところであります。以上です。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 再質問します。待機児童はどのように減ったかということで、認可保育園を3園新設、小規模保育園等を4園新設、分園や増改築等で4園の定員増、さらには既存保育園でも定員増に協力していただき、403名の定員をふやしてまいりました。そういうことで平成30年4月1日現在で194名の待機児童となっておりますとの報告を受けましたが、それでも南風原町は待機児童が毎年ふえています。保育園を増園してもなお、待機児童が毎年ふえてくる要因として、行政はどのように考えていますか。お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 403名の定員を増やしてもなお、193名の待機児童が生じているわけですが、本町の特徴としては人口増、特に就学前人口の増、それから出生数も含めてその人口増が大きい理由と。もう一点は、平成27年度の制度改正によって、保育を必要とする入所申込のできる要件が緩和され、申込者数がふえたという状況でございます。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。出生数がふえたのと、町外からの転入者がふえた。申し込みの条件が緩和されたということで待機児童がふえている状況だという話でした。それ以外はほかに何か考えられませんか。それ以外、何か要因はないですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それ以外の要因としては、保育士の確保ができないということで保育士不足による定員割れというような状況でございます。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 それ以外の要因として保育士の確保が難しいということでしたが、昨年でしたか、一昨年でしたか、県は保育士の研修をやりました。これを利用して南風原町の保育士の状況は変わっているかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時28分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

6月20日（第4号）一般質問

○民生部長 知念 功君 沖縄県は待機児童が多い地域ということで特区の申請を認められて、沖縄県ではこれまで年1回だった保育士の試験が年2回行われております。ただ、その2回によって1回のと比べてどれだけふえたかというのは、今資料は持ち合わせておりません。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 保育士の試験でしたね。ごめんなさい、間違えました。それから、本町の認可保育園と無認可保育園の割合がわかりましたらお願いします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時29分）

再開（午前11時29分）

○議長 宮城清政君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 認可保育園が14施設、それから地域型保育事業としての認可を受けている保育園が4カ所、認可外保育施設については今資料を確認しておりますので。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 認可外保育施設についてははっきりした資料がないということですね。認可外から認可保育園に移行するような希望者はないですか。認可外から認可園に希望する保育園はないですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。認可外施設は6施設でございます。認可外施設から認可園への希望ということでは、小規模保育事業を始めるに当たっては、町内全ての認可外保育園に希望をとりまして、平成28年度はその中から2カ所が応募しまして、認可化した経緯もあります。それからよなは保育園は認可保育園ですが、よなは保育園も認可外から認可保育園と。そういう形で今回は90名定員の認可保育園を今公募中でございますが、そういう認可の要件を満たせば応募もできますので、希望があればそういう形で我々も応募を受け付けるというふうになります。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。よなは保育園が認可外から保育園に移行したということですが、よなは保育園みたいな大規模な、今無認可でやっているところは、将来的に認可保育園に希望するような施設はほかにはないですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 認可園の希望ということでは、町内では今のところはございません。ただ、開邦幼稚園が認定こども園へ向けて準備中でございます。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。きのうの勇議員からの質問で開邦幼稚園が認定こども園に移行するような話を聞きました。南風原町はほかには、今のところは希望者は出ていないんですね。ありがとうございます。

それでは、(2)の今後の待機児童対策はどのようになっているかということに対して、既存保育園に協力していただき、定員増に取り組んでいるということでした。定員増、弾力化だと思うのですが、弾力化は何パーセントぐらいまでは可能ですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 今、各園の定員増に関しましては、137名を認可園のほうで協力を願う計算で出しております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。137名増までは可能だということですね。ありがとうございます。

待機児童の件はこれで終わりました。2番の介護を受ける世帯の割合について伺います。先ほど答弁をもらいましたが、要介護高齢者は872人、13.1%、要支援高齢者は224人、3.4%ということです。平成29年10月1日時点の独居高齢者は1,128人、7.8%になっているという回答をもらいましたが、施設に通所しているとか施設に居宅している人はいいとして、今問題になっているのは独居高齢者ですね。中には社会とのかかわりをあまりしない人たちもいます。それでいろいろと社会問題が起きています。特に、80歳以上の高齢者の運転免許。事故が最近多くなりつつありますね。私も区民に対して、80歳以上の免許を持っている人に「できるだけ免許は返納できないか」と相談しましたが、どうしても車がないと不便だということで、返納は難しいような返事をもらいました。そういう意味では、南風原町の独居高齢者に対しての対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 支援が必要な一人暮らしの高齢者の方、そこは社協のコミュニティソーシャルワーカー、あるいは地域とか、また社協の在宅介護支援センター、そういう形で地域に出向いてアウトリーチをかけて、支援が必要な方々という形で把握はしております。そういう中で町は支援が必要な高齢者の方、あるいは今は支援がなくても元気で高齢期を過ごしていただけるような取り組みとしては、社協と連携して支え合うまちづくり事業とか、社会的孤立対策の事業、あるいは声かけ等、安否の確認等も含めた友愛訪問事業、あるいは一人とか高齢者世帯のみで食事につくれないとか、難しいという方への弁当の配達ですね。そういう形で支援が必要な方々をしっかりと安否とかそういうのも確認しながら取り組んでいる状況です。そういう中で、これまで赤嶺奈津江議員からも質問がありました買い物弱者の対策ですね。この部分では、高齢者の外出支援サービスがあります。買物について部分ではまだできていない部分があります。今後はそういう免許返納者が出てくることによって、さらにニーズは高まっていくというふうに我々も認識しています。ここはまた新たな施策の導入とか、その辺を検討していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。特に心配しているのは、高齢者の免許返納者ですね。外出する機会が失われ、親族が本人を乗せて活動しているような状況がよく見受けられますが、特に南風原町は地域でミニデイサービスがありますね。このミニデイサービスにも公民館が遠いということで出向かない高齢者もいます。そういう人は民生委員やボランティアの皆さんが協力し合って、車で迎えに行っているような状況です。そういうのを考えますと、やはり日常の足がわりになるような車がないと活動が難しいのかなと思います。そういう面では、南風原町はコミュニティバスはないのですが、コミュニティバスにかわるような、例えば地域に軽自動車を1台ずつ配置するとか、そういうことは可能でしょうか、伺います。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、地域でのミニデイサービスにおいて、公民館まで移動手段がなくに行けない方については、先ほどの高齢者外出支援サービスで対応できていますが、それを使わずとも、おっしゃっていましたがように民生委員とか、地域のボランティアの方々がお家へ出向いて車に乗せてもらって公民館で連れて行っていただく。この地域のボランティアの方々の協力というのは大変重要だと思います。協働のまちづくり、まさに地域づくりですので、逆にそういう地域がどんどんふえていくような、そういう地域のつながり、人と人とのつながりを築き上げていけるようなまちづくりを進めていくべきだと考えます。ただ日常、毎日生活する上でスーパーに行ったりというふうな買物、そういう部分ではボランティアの方々の対応では難しくなりますので、そういう部分を補う、何か新しい施策については、今後しっかりと検討してまいります。ご質問の各字への配置とか、そういう部分では財政的な部分もございますし、それは厳しいものだと考えます。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。行政としては地域に車を配置するのは厳しいと。財政が厳しいという回答でした。私の出身地の神里では、軽自動車を買って地域に利用してもらっている状況です。そういう意味では、コミュニティバスを利用するというのは非常に厳しいですけれども、地域で軽自動車をうまく利用してもらおうという方法は、財政的に成り立つ地域はいいんですが、難しいところは非常に厳しい状況ですね。そういう状況で、行政側としても厳しいという回答でした。ありがとうございます。介護の件もこれで終わります。

次に、3番目の役場職員の町民対応ということ。正之町長の町長就任のあいさつの中で、「役場は最大のサービス産業である。町民のサービスの向上に努める」とあります。町長は、役場は最大のサービス産業だとおっしゃっています。役場職員もこの辺を肝に銘じて、日ごろ頑張っているとは思いますが、特に町民を代表する窓口業務の皆さんは、特にこの辺は気を使っただいて、頑張ってもらいたいと思います。といいますのは、町民から私が相談を受けたのは、お昼時間に仕事を休んで窓口に来たら、腰かけが一つも空いてなくて、ずっと終わるまで立っていたということです。本人は腰痛持ちで病院に通っているんですね。非常に苦しかったという話をしていました。そういうことでは、職員が折り畳み椅子を持ってきて「どうぞ」というぐらいの気遣いはあってもいいなと追いました。たまたまその日は窓口業務が多くて、町民も10名以上いて、立っ

6月20日（第4号）一般質問

ている人も何名かいたそうです。特に腰の痛い人は厳しかったようです。そういうことでどうにかならないかということで相談がありました。そういうことで一般質問に取り上げてみました。日ごろ窓口で町民の対応をしている職員の皆さんはご苦労さまですが、それ以外の職員の町民への対応も、役場は最大のサービス作業であることを肝に銘じて、日常頑張っていたいただきたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 本町では、先ほど答弁があったように、窓口対応については迅速丁寧な対応を心がけており、住民に満足頂くサービスを提供してきております。しかし、これからもさらに職員一丸となって住民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 9番 赤嶺雅和議員。

○9番 赤嶺雅和君 ありがとうございます。頑張ってください。以上であります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時45分）

再開（午後1時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。

それでは、通告書のとおり順次発言を許します。4番 大宜見洋文議員。

〔大宜見洋文議員 登壇〕

○4番 大宜見洋文君 まず一般質問の前に、赤嶺正之新町長におかれましては、町長就任まことにおめでとうございます。私も穀議員と同じように相手候補を支持しておりましたが、町民の皆さんの選択ですので、結果は厳粛に受けとめていきたいと思っております。本町の町政は、これらも国保の赤字を含む医療費の増加や教育費や扶助費の町民サービス充実への予算増加により、厳しい財政運営のかじ取りが続くと思っております。赤嶺町長ならではの手腕で、第5次総合計画に掲げた目標に向かって私たち町民を導いてもらいたいと思っております。それでは、第18期議員として最後の一般質問、前向きに、ご答弁をよろしく願います。先に通告書を読み上げて答弁をいただき、再質問から一問一答でよろしく願います。では行きます。

質問1. セクハラ・パワハラ問題を問う。（1）心身のストレスを抱えて休職する職員はどれくらいいるか。過去5年間の件数の推移はどうか。（2）委託団体職員（社会福祉協議会、商工会等）を含め本町職員間（教職員含む）にセクハラ・パワハラなどのトラブルはこれまでにあったか。（3）セクハラ・パワハラが発生したときに、被害者が訴える場所は確保されているか、組織としての対応はどうか。

質問2. 養護教諭の新たな役割について。（1）養護教諭は学校内でのケース会議に参加しているか。（2）養護教諭はこども課との会議には参加しているか。

質問3. はえばる大学を問う。（1）はえばる大学事業はどういう趣旨か。（2）今年度、予算がついたが、具体的な事業内容はどうか。

質問4. 「日本老年学的評価研究」について。（1）「見える化」システムを使った健康なまちづくりの共同研究とは具体的にどういうものか。（2）本町もその研究に参加しているか。

質問5. 教員の多忙解消について。（1）出退勤管理にWAONカードを導入することだったが、それによって具体的に何がどう管理できるようになったか。多忙解消に効果はあるか。（2）ICTの積極的活用、教師が教える動画を授業に導入すれば、効果的な授業、児童生徒の理解促進も可能になり、教師の負担軽減も可能ではないか。

質問6. ちむぐくる館の健康器具の劣化に対する対応策は。（1）ちむぐくる館の健康器具の劣化が激しいとの苦情をよく聞くが、対応はどうなっているか。（2）平成29年12月定例会での大城 勝議員への答弁に「改善する」と答弁がありました。その後、いまだ状況が改善していない理由は何か。以上6点、願います。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目のセクハラ・パワハラ問題を問うの（1）についてお答えします。メンタル不調による病気で休職した職員の人数は、平成25年度1人、平成26年度2人、平成27年度2人、平成28年度4人、平成29年度3人です。（2）についてお答えします。本町職員、関係団体職員を含め、これまでセクハラ・パワハラによるトラブルの報告はありません。（3）についてお答えします。セクハラについて町で

6月20日（第4号）一般質問

は、南風原町職員セクシャルハラスメント防止規定を策定しており、被害者からの苦情の申し出及び相談は総務課担当職員が受け、事実確認及び助言等を行い、迅速かつ適切に解決に努めることとなっております。また、必要に応じて副町長を委員長とする苦情処理委員会を設置し、事実関係調査及び対応を審議し解決を図ることとなっております。パワハラについても同様に対応しています。

質問事項4点目の「日本老年学的評価研究」についての（1）についてお答えします。

「見える化」システムは、日本老年学的評価研究会機構が2010年から取り組んだプロジェクトで、介護予防事業等の情報を「見える化」し、各介護保険者の現状把握を支援するシステムです。「見える化」することで、他の地域と比較しながら自分の地域の健康問題や地域ニーズが明確になり、その解決に向けて地域で取り組んでいくというものです。

（2）については、本町は参加しておりません。

質問事項6点目、ちむぐくる館の健康器具の劣化に対する対応策の（1）と（2）については関連しますので、一括してお答えします。健康器具については、本年度で修繕費の予算確保をしており、修繕時期については業者と調整中であります。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは質問事項の2点目、養護教諭の新たな役割でございます。まず（1）ですが、学校内のケースには参加しているということです。（2）のことも課との会議でございますが、それについても必要な個別ケース会議に参加しているということです。

続きまして3点目、はえばる大学との関係です。まず（1）ですが、きらきらと輝く人が育つまちづくりを目指して、町民が広く仲間づくりを行いながら、自主的な学習活動の実践と自己の生きがいを探求し、あわせて地域へ貢献できる人材育成の場と位置づけています。（2）でございますが、3月末に2時間の10回開催予定です。事業内容については、前半の5回は南風原町の協働のまちづくりや伝統芸能、自治会活動等について学び、後半の5回でまちづくりについての活動を具体化するためにはどうすればいいのかを、フィールドワーク等を実施する予定です。そのために8月をめどに具体的な日程の決定、講師の調整を行います。

続きまして、5点目の教員の多忙解消でございます。まず（1）でございます。先生方には出勤時の打刻作業が簡素化されたと喜ばれています。また、システム上で勤務時間が把握できるようになったことから職員の健康管理に効果が期待できると考えています。

（2）でございます。電子黒板を含めたICT機器を活用し、学習指導案を踏まえた双方向授業を展開することで、児童生徒に理解させることが第一だと考えています。以上です。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 答弁ありがとうございます。それでは質問1から一問一答でお願いします。まず、セクハラ・パワハラ問題を問うの件ですが、（1）の推移に出ている数字は、セクハラ・パワハラとは直接関係はないというか、わからないんですけども、これらの方々に対するケアというんですか、病院に行って診断を受けると。この後、町としてフォローしてあげられるバックアップ体制みたいなものはあるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。現在休職している職員の数については、セクハラ・パワハラではありません。こういう病休で休んでいる職員につきましては、休み時の復職プログラムという規定がありまして、まず一義的に休職及び休職中の療養専念、職場への復帰準備、職場への復帰、復帰後のフォローアップということで、病気職員に対しては総務課が中心となって、また主管課、その所属する課の上司と一体となって復帰に向けて取り組んでいるところであります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。安心しました。続きまして、（2）は報告がないということだったので、ひとまず安心です。

（3）の答弁で、南風原町職員セクシャルハラスメント防止規定というのが策定されていると。この規定に関して、全職員ともそれをきちんとわかっているのか。いつどこでこういうものを学ぶのか教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、全体的に言いますと部課長会議、各部の会議、各課の会議があります。その中でまず飲酒運転、暴力、わいせつ行為、ハラスメントということで今、四大不祥事ということが言われていますので、これは地方自治法第33条の公務員の信

6月20日（第4号）一般質問

用失墜行為に該当する行為であるために、そういうことがないように普段から指導を徹底しているところであります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 わかりました。もしもセクハラ・パワハラが発覚するという段階になったときに、それが何年前からあるのかとか、何年前の話だったのか、時効というのはこの規定にもあるのかどうか、お願いします。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 時効の規定はありません。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 インターネットで調べてみると、一般企業の話で加害者へは3年と。その職場、会社へは10年ぐらいあるということが書かれていましたので、もしそういう規定をこれからつくられるのであれば教えていただきたいと思います。

実際に起きた場合に、町として具体的にどのような義務が生じてくるのかと。先ほどの答弁にもあったと思いますので、この辺から、できれば第三者的な方が入っていくほうが上下の関係に影響されずにきちんと自分の言いたいことが言えるのではないかと思います。副町長がメインになるということだと、それはなかなか厳しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 これは内部の組織でありまして、公平公正に委員会で審議していきたいと考えております。また、外部についてはその委員会で、もし不服である場合は、本町では人事委員会は設けておりませんが、県に委託しておりますので、その公平委員会がありますので、そこへ訴えることも可能となります。また、さらに悪質な場合には、町の分限委員会にかけて、処分の対象にもパワハラ・セクハラは項目が該当しますので、そこでも処分されることになっております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。最近のセクハラ疑惑で財務省の高官が辞任したり、一般企業や大学、スポーツ界でもパワハラ問題が連日マスコミで報道される昨今であります。本町行政内部の場合はどうなのか。なかなか質問する機会がなかったもので、今回は本当に勉強になりました。ちょうどきのう気づいたのですが、6月は男女共同参画推進月間ということで、町民ホールでもこういう課題についていろいろパネル展示がされていまして、この質問を終えて、ゆっくり勉強させてもらいたいなと思います。これで質問、一応終わります。

質問2. 養護教諭の新たな役割についてですが、この質問は去る5月31日の沖縄タイムスと6月4日の琉球新報の両紙に、那覇市立高良小学校に勤務する平良瑠夏さんという養護教諭が大きく紹介されていまして。保健室から見える子供たちというテーマで講演されて、悩みは問題を抱えている児童生徒の支援連携に、実際毎日そういう子供たちと直接かわる養護教諭の対応が非常に重要で、ソーシャルワーカーのスキルが必要であるとのことでした。本町の学校内外の児童生徒の課題に対して、学校に一人はいる養護教諭も担当者会議に参加しているかどうか、その確認でした。まず、2中4小に在籍している養護教諭は、皆さん本務なのか、臨任もいるのかお願いします。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 確認しましたら、6小中学校ともに全員本務職員でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。きのう聞いたところでは、産休代替がいろいろある話もあって、もし臨任の場合はケース会議などへの参加が制限されるのかという想定質問がありましたけれども、これは制限されるということはないということですね。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 その臨任であることによって制限されることはございません。しっかり参加しております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。この6校の養護教諭の皆さんは、何か連携する協議会みたいなものがあるのか。ほかにも研修とかもあるのか、この辺の内容も教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 町内の養護教諭については、町の養護教諭連絡会というの

6月20日（第4号）一般質問

がございまして、毎月開催しております。また、そのほかに地区及び県の養護教諭研修会がございまして、その内容については講師を招いての講義でありますとか、業務で直面する食物アレルギーやぜんそくに対する対処法などを課題として、調査・研修をしております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。平良さんは、「子供たちは体調不良や暴言、不登校、問題行動など、さまざまな形やサインでSOSを出している。保健室はそんな訴えに気づきやすい場所だ」と語っています。また、ここがとても重要だと思うんですけども、「養護教諭にソーシャルワーカーのスキルがあれば、もっと早い段階で支援機関につなげることができるのではないか」とも語っていました。私も記事を読んで、その点が非常に重要だと感じます。今回の一般質問、赤嶺奈津江議員や上原喜代子議員、浦崎みゆき議員の不登校に関する質問を聞いても、やはりそうだなという感じがしています。南風原町でも児童生徒の不登校あるいは登校渋りの早期の対策に、養護教諭の利活用はどうなっているのか、この辺を教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 個別の会議なども含めて、そういう問題傾向のある子供、それから不登校も含めた児童生徒に対しては、学校のほうでは教育相談会という校長、教頭、養護教諭を含めた会議を開催して、その子の連携に当たっております。それ以外にも、先ほどご質問にもありましたように、ほかの関係機関との会議でも連携して、課題解決に当たっております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 (1)は終えて、(2)に行きます。こども課との会議も、個別ケース会議に参加しているということは、一応連携が成り立っているということでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 連携はしっかりとれていると考えております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 わかりました。それを受けて、こども課の見解を聞きたいのですが、養護教諭がソーシャルワーカーのスキルを身につけるということに関して、児童館の職員もそのほうに進んでおりました。子供の孤立対策とも連携できると思うんですが、この辺の見解はどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 議員おっしゃいますように、児童厚生員に関しましても、今年度厚労省のほうで児童館ガイドラインが改正されますが、その中に児童厚生員もソーシャルワークのスキルを身につけるようにということが明記されていきます。子供の孤立、貧困対策をする際に、一人でも多く子供のことを理解する、あるいはSOSを感知するスタッフが多数いることは、大体子供の安心安全につながるもので、そのあたりも踏まえてガイドラインの改正が行われていることと認識しております。そういう意味を踏まえますと、学校でSOSを感知するとか、子供の様子がわかる養護教諭がソーシャルワークのスキルを身につけるというのは大変重要な点ではないかと思えます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 今いる支援員2人の方も、学校に行って養護教諭との連携もよくとっているのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 子ども元気支援員に関しましては、教育委員会と関係者とはキッズ会議のほうで毎週会議をするのと、あとは月1回、教育委員会との会議もありますし、役場の中で会議をするのが主ですので、出向いて行って養護教諭と直接情報交換するということは、今のところはないです。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 この辺がもし、もっと密にとれるのであれば、さらに大きな可能性があるのではないかというのが私の感じることなんです。こういうつながりを、前は保幼小連携が始まって、やっと小さい時期からの早期発見につながるような感じになってきているのですが、このソーシャルワークのスキルを持つ必要がある課が両方でつながっていけば、本当に早期発見につながるのではないかと思うのですが、これからもっと具体的に連携を密にするという提案はどちらからもないのでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

6月20日（第4号）一般質問

○民生部長 知念 功君 養護教諭の役割につきましては、先ほど課長からもありましたように、我々もまた、学校でのそういう支援が必要な子供たちへのキーマンになるというのは認識しています。連携はということですが、もう既にそういう形でとれていきますし、必要があれば支援員も、当然保健室に伺ったり、そういうことはできるわけですから、これまでどおりしっかり連携して進めていくと。子供の学童期の健診の事業をするに当たっても、保健師と養護教諭の先生との連携も十分できるようになってきましたので、連携はスムーズにできていっているものと考えています。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 伺わせてもらいますが、前の不登校の問題もふえていますよね。ふえているということは、現状のつながり方ではなかなか解決できていない部分が多いのではないかと思うんです。この辺にもっと連携することができれば、早期発見につながるのではないかと思うんですが、この辺は教育委員会、どうですか。難しいことですか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 午前中もお答えしましたが、このケースは予防して防げるものかという、そうではないような気がします。なぜかという、仲よくしましょうとか、学校の雰囲気をよくしましょうとか、友達関係をよくしましょうというのは言えるんですけども、ただこれだけが不登校につながるわけでもない。家庭の事情だったり、いろいろな状況があるわけです。だから一人として全く同じケースはないわけですから、最初から何かをやるということでの連携ではなくて、やはりケースバイケースで対応していく。言い方を変えれば、これは対処療法みたいな話に、残念ながらこういった感じになるのですが、それは個別の状況を解決していくには、いかなるメンバーが集まるのかということも違うはずですので、十分今は連携できているし、今後も必要な皆さん、誰とかと。学校と教育委員会と町長部局などと言わずに、関係があれば十分に連携をとっていくというのをコーディネートしていくのが町長部局であり、教育委員会部局であり、また学校現場であり、その辺の情報を共有しながら対応していくことが重要かと思えます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 わかりました。是非もっともっと進めてもらって。いろいろな原因があるということで、いろいろな人たちがかわるということがソーシャルワークのスキルだと思えますね。それを持っている人たちをいろいろ組み合わせて対応していくということが教育長の話ともつながると思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それと、私が読み聞かせボランティアや授業参観で小中学校にかかわる中で、授業に直接かかわることが少ない図書館司書の先生方も意外に子供たちとコミュニケーションをとっていて、そこからもサインがあるのかもしれないなということを感じましたので、是非そういう方々ともたまに意見交換をする場とか、そういう人たちからも情報収集する機会も得られたらもっといいのではないかと思いますので、そういう機会を持ってもらうということを希望して、この質問を終わります。

続きまして、はえばる大学を問うですね。まず、やっと予算がついて、本当にありがたいと思えます。事業費がいっぱいある、少ないという金額の問題よりも、前回も言いましたが、全ての部課で研修や講演などの開催があるなら、それを同じように含めてはえばる大学の講座にすると。そういうことまでやってもらえれば、参加する町民としてもいろいろなところに行かなくてもそこで済むとかというメリットもあると思うので、そういう庁内の課題解決へのネットワークを構築する場の機会は、是非ほかの部課ともつなげてもらって、それをトータルではえばる大学という感じに持っていったらいいのではないかと考えております。民生部と町の社協が今一緒に取り組んでいる「ちむぐくるプラン住民会議」ですか。きょうもあるのかな。あしたですかね。今月から始まっておりますけれども、その事業の趣旨と内容が、私が先ほどから言っているはえばる大学のイメージに重なっています。もしかしたら質問に続いて、こちらでも教育委員会と民生部が町社協も一緒に取り組めるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長 神里 智君 ご指摘のとおり、各関係機関と調整しながら大学を進めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。例えば今の不登校の話も、こういう課題をテーマに町民と議論をする場があれば、例えば学校応援隊はえばるのボランティアの方々や、新しく地域にかかわりたいという意識の高い方々がいろいろ集まって連携して、課題解決に向かえる場にもなるのではないかという気がしますので、是非こういう視点も

6月20日（第4号）一般質問

加えてもらって、次年度以降も合同で企画するようなことが可能なかどうか。民生部のほうはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 先ほど生涯学習文化課長から答弁があったように、連携できるものは連携して。この大学に限らず、いろいろな業務で連携をしっかりとっておりますので、必要があればそのような形で取り組んでいきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 きんの宮城寛淳議員や大城 毅議員からの質問にあった、シルバー人材センターの設置の目的にも、やはり高齢者の生きがいづくりや、赤嶺町長の答弁にあった協働のまちづくり、学校応援隊はえぼるのボランティアなどもふやして充実させる、さらに盛り上げるきっかけにもなると思えますので、是非連携していただきたいということで、この質問を終わります。

続いて、質問4。「日本老年学的評価研究」についてですが、5月30日の毎日新聞に、千葉大学予防医学センター教授の健康の地域格差対策というテーマで、その研究についての内容が掲載されておりました。本町の医療費の課題にも有効ではないかと思ひ、質問します。具体的にどういうものかという点ですが、私もネットで調べてみました。JAGESという名前が出ていますね。プロジェクトの研究目的が3つあった中で、3のほうに介護予防戦略の見直しの方向性を見出すという中身がありまして、「介護保険制度の見直しに伴い介護予防が重視されるようになりました。これに伴い、介護予防で注目されるうつ・口腔ケア・低栄養・転倒歴や生活習慣・閉じこもり、それらの背景にある不眠・趣味・虐待・世帯構成・地域組織への参加や社会的サポート・就労、さらにソーシャルキャピタルなどにも注目していると。特にこれらの因子と社会的経済的地位と連携、また地域差に着目した分析を進めています」とありました。「要介護状態や死亡のハイリスク、危険性が高いものをスクリーニング、振り分けする戦略ではなく、環境要因に着目し、ハイリスクでない人たちも含めた地域住民全体を対象とした予防戦略を必要性を明らかにしている」と。「さらには、市町村と協力して地域介入研究にも取り組んでいる」とあります。この内容は、きのの玉城 勇議員やきょうの赤嶺雅和議員の質問の趣旨、高齢者の孤立を防ぐ関係の話にヒントがあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご質問のありました「日本老年学的評価研究」。そういう健康長寿社会を目指した予防政策の科学的な基盤づくりを目的とした研究プロジェクトということになります。このプロジェクトから出されるいろいろな情報、分析ツールとかもいろいろあるようですが、そういうものから得られる情報とか、そもそもこれまでもいろいろな情報を分析していろいろな事業に活用していますので、そういう情報をもとに。結局は大もとになる、国が示しております健康日本21の内容を踏襲した形で、我々も健康長寿社会を目指した取り組みをしております。その一つとして、昨日の玉城 勇議員の質問の高齢者への支援とかも含まれてくるわけですから、全体的にそういう視点で健康長寿を目指す取り組みとして、そういう研究プロジェクトから示されるものも一つの材料にはなるであろうと思えます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 調べましたら、県内では南城市と今帰仁村が研究に参加しているもようでした。調査研究から具体的に支援実績などを調べてありましたら内容を教えてもらいたいのですが、ありますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 このJAGESのホームページを見ますと、確かに沖縄県からは南城市と今帰仁村が単年度、このプロジェクトが2003年度から始まって2016年度まで情報がありますが、そのうちの2010年度にこの2市村は参加をしているようです。その後は単年度のみという形になりますが、特にその市と村の情報を我々も分析とか、そういうことはしていませんし、この南城市と今帰仁村も我々と一緒に介護保険広域連合の構成団体です。こういう見える化システムとか、そういう部分は既に介護保険広域連合でも取り組んでいますし、膨大な健康情報を持っている国保データベースですね。そういうものは既に分析して、「見える化」していろいろな事業に取り組んでおります。我々は、地域包括ケアシステムの「見える化」システムとうのは広域連合で既に取り組んでいます。広域連合の中でそれぞれ構成市町村、自分たちの分析をもとに事業に取り組んでいますので、引き続き、我々はしっかり町の課題解決に向けて取り組んでいくということで、この「見える化」システムを活用していきたいと考えています。

6月20日（第4号）一般質問

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 わかりました。これ以外にもいろいろなシステムがあると思うので、研究してもらって、是非改題解決に向かってもらいたいと思って、質問を終わります。

質問5. 教員の多忙解消についてです。まずはWAONカード導入の件ですが、昨年12月でしたか、南風原町も一緒になって取り組むという、新聞に報道がありました。このシステム上で勤務時間が把握できるようになったことから、職員の健康管理に効果が期待できるというのは、具体的に言えば誰がどう管理するようになっていくのかわかりますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的には、打刻等出退勤については以前から管理されているものです。学校で言えば教頭先生がその辺を管理しているわけなんですけど、もともとの出退勤は管理されているので、それがよりスムーズになって生徒のほうに向き合える時間が長くなったというところが、このカードのいいところです。特に、これで何かがあったから急に何かが変わるというものではなくて始まりですので、そういうところになっていきます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 わかりました。これからということですね。ありがとうございます。

(2)に行きます。これはなかなか難しい話だったのですが、インターネットを利用したeラーニングというシステムがありまして、パソコンやタブレットの画面で相手の先生の授業を聞いたり、こういうシステムが今社員教育や企業研修のみならず、個人で資格取得や外国語取得のために広く使われるようになっていきます。私の説明ではなかなかイメージしづらいと思いますが、この質問を思いついたのは、そういうeラーニングの手法を授業に導入できるのではないかとということです。例えば授業の前に、担任の先生や教えるのがうまい先生の授業の動画をまず撮っておいて、これを授業で流しながら授業を進めると。担任は子供たちを周りを見ながら、この授業にきちんとついていけているかどうかのチェックをするような形のシステムがとれば、一人で二人分の分の効果があるのではないかとことを思いました。そういう授業形態が可能になれば、その授業の形態をさらに反省を踏まえて再編集したりすることも可能なので、次年度以降も上書きできて、さらにそのノウハウが蓄積されれば、事前の準備の負担も軽減するのではないかとことから質問でした。さらに、その動画をYouTubeとか、外でも見えるように設定すれば、児童生徒は予習復習が帰宅後、週末とかでも可能になるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 私が思うに、ICTはあくまでも道具であります。さまざまなものがあります。テレビでもたくさんコマーシャルされています。月額数百円払えば一冊の本が機械の音声で図がなぞられて、この面積を求めるとしやべりながらやりまします。多分、家庭学習とか、補習には効果的だと思います。先ほど議員がおっしゃった、教員の多忙を解消するというのはどういうことかと考えたときに、雑務というか、機械ができてきことは機械にさせて、こういうマンツーマンは学校の教師の一番重要な、子供と向き合って学習を教えること、指導するということがやはりフェイス・トゥ・フェイスだと思います。私も最近このポジションについて、伺ったところによると、我々のころとは違って、この問題について私はこう思うとかという双方向の授業を非常に大事にしているようでございます。やはりICTというのは一つの機器でございます。これが主になって先生が補助というよりは、あくまでも先生がやる授業のサポートということでございますので、補習とか、個人でやっていただいて、学校では先生と生徒が生で向き合って、お互い理解度をわかりながらといいますか、授業を進めるという学校現場であるべきだと考えています。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 おもしろいですね。6月1日の琉球新報に、琉球大学工学部の宮田助教授という方が人工知能AIの技術導入について述べられていました。「琉球大学教育学部のある先生と生徒たちが、沖縄市の美東中学校で土曜日の夕方に、数学の苦手な中学生にボランティアで数学の補習を行っているそうです。宮田助教授たちは、一昨年からの土曜塾に通う生徒を対象に、数学を基礎からゲーム形式で学べるスマートフォンのアプリを開発し、使用状況をAIで分析することで効果的な学習方法を探求している」との

6月20日（第4号）一般質問

ことでした。「開発当初は、生徒がつまづきやすい単元の特定や、苦手克服に必要な問題数の確保・出題・採点・進捗管理を自動化することで教師の負担軽減が目的だった」と。そういうことをやろうとしていたということは、私がさきに述べたようなことも既に実践しているのかなと思いました。それから、「実際に導入してみたら、生徒と教師との間でアプリが共通の話題になり、目的もなく土曜塾に来ていた生徒が、アプリでクリアできなかった内容を教師に質問するなど、意外な効果もあった」そうです。「まだ事例が少なく断言できないが、アプリにはまる子ほど後で成績が伸びるようだと。一連の解析を通して生徒に自分の意思で知りたいと思わせることが、成績を上げる一番の近道であり、教師の役目だと感じている」という内容でした。パソコンやインターネット、スマホのアプリでは、学習アプリもいっぱいあって、すごいスピードで日々修正されていって、楽しみながら勉強できる工夫が改良されています。いろいろなものが出てきています。私がこの記事を読んで想像したのは、教育長とはちょっと違うですけども、今後児童生徒の一人一人にタブレットが支給されるようになって、人工知能AIもさらに高度に発達したら、私からしたら先生は画面の動画やアプリが先生になって、教室にいるのはロボットの先生だけになって、プラス、授業以外の社会性とか、コミュニケーションなどの非認知能力を学ぶためのそういう先生という役割よりも、そっちのほうの先生かな。作業療法士がいたり、理学療法士やスクールソーシャルワーカー、そういう人たちが学習支援に配置されていくような未来が来るのではないかというのがイメージされました。さらに、もしかしたらその非認知能力もロボットから学ぶ時代が来るかもしれないと思って、ちょっとぞっとしたところです。以上でこの質問は終わります。

続きまして、質問6、ちむぐくる館の健康器具の件です。この質問は、12月定例会の勝議員、さらに今回も質問するということがあったのですが、私も一応町民の皆さんから聞かされたので、その辺で実際行ってみました。聞いたのは、町から「ちむぐくる館」に設置されている健康器具、運動器具を利用して健康を維持しましょうという何か案内が来たらしいと。チラシで来たみたいな話がありましたので、それを見て興味を持って、現場に行きました。健康増進室に行ってみたら、機器の状態があまりにもひどいと。あちらこちら傷だらけで、テープなどで応急処置はされていますけれども、痛々しいという、何とかできないかというような声を聞きましたので質問しました。でも改善するという方向ではありませんので、いいと思うんですが、先ほどのJAGESの見える化システムと共同できるならば、利用されている方の健康増進のデータが蓄積されていくことで、この施設の存在意義というか、根拠ですね。エビデンスをしっかりとつくることできれば、メンテナンスの予算もつけやすくなるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。先ほどの答弁で「この見える化システムを活用していきます」と答弁しましたが、「この」というのはJAGESの見える化システムではなくて、既に導入している介護保険広域連合での見える化システム。全く別のものがございます。それを既に使っておりますので、それを活用していくということでございますので、そういう連携を考えてはいませんということです。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 以上で一般質問を終わるのですが、残りの時間、すみません、自分の主張をさせていただきたいと思っております。前回の16期議員のときは約半年間だけで、4年間フルに議員活動ができたのはこの18期の議員としてです。一般質問の最後に一言。一言ではなくて長いのですが、残り時間、お聞き苦しい点もあるかもしれませんが、ご容赦願います。

私は、第4次総合計画の住民会議で教育の部門にかかわりました。ちょうど子育ての時期も重なって、そのときの子供たちの課題を発見して、みんなで議論し、その解決方法は地域住民の連携の再構築にあると考え、その目標に向かって自治会長・PTA会長、そして議員の活動をしてきています。残念ながら自治会加入率はその後下がって、この数字では地域力が低下しているような感じはしますが、それでも人口がかなりふえた割には、この自治会加入率の低下の弊害は意外にも多くなくて、南風原町が大好きだという町民が多いこと。学習支援や読み聞かせ、学校応援隊などのボランティアの盛り上がり、地域教育をしっかり実践している保育園や学童クラブなどの充実で、南風原町が福祉のまち、子育てにすばらしいまちとのブランドになっていることなどから、自治会だけではない多様な連携がもう既につくられてきているのだと確信しています。

課題解決への活動をさらに深めていくために私は、この重要な課題は医療費の抑制と公共交通だと気づきました。医療費の抑制には、自分ができることは自分なりのウォーキン

6月20日（第4号）一般質問

グを続けることで、体力の維持と健康の維持の実践。それと腸内細菌のバランスを保つために食を改善する啓蒙活動。これは自然栽培の野菜をみずからつくって実践し、同じ志の仲間と一緒に広めていきたいと思っています。南風原町を自然栽培農業のブランドに高められたらいいなと思っています。

もう一つは、公共交通です。公共交通を学んでの私の一番の気づきは、公共交通は沖縄県民にとって最も重要な福祉施策であるということを感じました。公共交通の料金が安くなると、生活の全てにすごい効果があることがわかってきました。いろいろ学んで、今の私の公共交通のビジョンはほぼ固まりつつあります。それは公共交通料金の無料化です。バス賃の無料化ですね。その根拠は、観光客が600万人として、今800万人、1,000万人に向かっていきますけれども、この600万人に1人当たり5,000円の入権料を取ると。そういうことで3,000億円の予算が生まれます。これは一括交付金に相当する額だと思っています。それにいろいろほかの環境税も組み立てていくと、これだけで無料になる根拠はあるんですね。それができれば、5割から8割ぐらいの車が減っていくだろうと。それによって県民が車を買わなくても済む、維持をしなくても済む、そして無料でどんな遠くでもおいしいものが食べに行ける。都市だけではなくて田舎の漁港とかにも食べに行けると。そういう儲かるビジネスが、那覇だけではなくてほかでも簡単に起こせるというパラダイムシフトが起きると思っています。子供が複数いる若い世帯でも、保育園や幼稚園・小学校、何カ所も送迎している状況が見られます。こういうのがなくなってくれば、通勤・通学のストレスもなくなって、大人の生産性の向上にもつながっていくのだと思っています。という感じで、お年寄りも歩くようになっていけば医療費の抑制にもつながっていく可能性があるという感じで、いろいろこれからもあるんですが、ここで省略して。

こうやっていろいろ考えながら、引き続き人材育成のための子供支援は私の一丁目一番地というふうに考えています。今1中4小での読み聞かせボランティアで、地道な活動で子供たちを支え、町民の皆さんと直の対話・交流も深め、9月の次の選挙に向けて新たに気づいた、この大きな課題の2つの勉強もさらに深めていきながら、これからも頑張っていく予定です。よろしく願います。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時50分）

再開（午後2時02分）

○議長 宮城清政君 再開します。

それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

〔花城清文議員 登壇〕

○8番 花城清文君 このとおり声が小さいので了解ください。まず質問に入る前に、町民が主役のまちづくりをキャッチフレーズに当選された赤嶺正之新町長、おめでとうございます。これからの町政のかじ取りというか、かなり財政も厳しいでしょうし、いろいろな事業がめじろ押しかな。そういう面で苦労も大きいと思うが、それだけ町民が期待をしているから、是非しっかり頑張ってもらいたいと思います。

選挙公約を正之町長は7項目かな、選挙公約を掲げています。公約というのは選挙民に対する約束です。その実現に向けてこれから取り組まれると思うが、今町長が思っていること。こういうふうにやりたいというのがあったら、それを聞かせていただきたいということで質問しますね。

1点目です。町長選挙の公約に掲げた町民体育館建設及び医療費無料化を問います。

(1) 町民体育館建設の必要性は何でしょうか。また、事業実施はいつなのか。(2) 町民体育館建設の事業費の総額は幾らか。国、県の補助金はあるのかどうか、それを教えてください。それから、(3) 医療費の無料化を高校卒業まで拡大するというが、いつから実施されるのか。(4) 財源は幾ら見積もっておられるか。(5) 国、県からペナルティーをないのかどうか、それをお答えください。

それから大きい2点目に行きます。町立宮平保育所での一時預かり保育と地域子育て支援センターについて伺います。町には親が就業等で子供を保育できない場合、親にかわって保育をする一時預かり保育があります。またもう一つは、地域子育て支援センターがあります。いずれも対象に事業ですので質問させてください。(1) 宮平保育所では一時預かり保育も、地域子育て支援センターも実施していないというが、それは事実なのかどうかお答えください。(2) 事業が実施できない理由は何でしょうか。また、希望者はいなかったのかどうか。(3) 保育士の確保のため町はどのように取り組んできたかお答えく

6月20日（第4号）一般質問

ださい。そして、その効果はどうでしょうか。（4）支援センターが実施されないと国へ補助金が返還がないのか。特に宮平保育所を建築する場合、普通の保育園に上乘せをして建物は、支援センターをつくるという面積で国の補助金を受けているはずです。もしその事業をやらなかったら国に返還されるのではないかという心配があります。それはどうでしょうか、教えてください。

3点目に行きます。津嘉山小学校の用地も含め、幼稚園・分離新設と校区の見直しについて伺います。学校の分離新設には最低10年かかるでしょうね。用地の確保から建築、そして教材や機材いろいろな物をそろえるのにかなりの時間を要します。それと財源もかなり必要とします。そういうもので心配しているの、質問させてください。（1）津嘉山幼稚園・小学校区域は今後も生徒数の増が予想されます。そこで将来人口を予測し本部公園近くに新設小学校の整備計画をしてはどうでしょうか。（2）県営南風原第一団地を初め兼本ハイツ、本部、兼城地区等は今翔南小学校校区ですから、それを通学が便利で距離が近い南風原小学校区に校区を変更してはどうかということです。お答えください。

4点目に行きます。南部水道企業団の給与の支給について伺います。2017年2月28日付の新聞で大々的に昇給について報道されました。その昇給というのも当然町民の水道料でしょう。企業長が出した個人のお金でもありません。町長が出した個人のお金でもありません。全て町民が負担した水道料金からそれが支払われています。なぜそうなったのかという疑問があるので伺います。（1）企業長が言う全職員の給与見直しに対し職員組合は必要ないと反対しています。見直しをしなければならない理由は何でしょうか。（2）構成町の役場職員は給与改定したが南部水道企業団は給与改定せず職員に不利益を与えたこともあるのかどうか、お答えください。

5点目に行きます。新川地内43番地付近の道路を町道に認定してはどうか伺います。これは私は何回も取り上げてきました。今後ますます道路行政が難しくなるだろうと思えます。その理由として、道路整備をした、宅地造成をした業者が倒産していない。あるいは地主が亡くなっているとなると、責任を持って道路を整備する者がいなくなります。しかも町は固定資産税とか、町民税全て徴収しているはずですが、今みたいな町の方針だったら、どうぞ使う町民のほうで、利用者のほうで道路を整備してくださいと言いかねない。今後の道路行政をどのようにしたらいいのかと将来を憂えるので質問しますね。（1）地主と交渉すると以前答弁がありました。交渉したのかどうかお答えください。（2）トラブルや道路の破損等が発生すると、困るのは一番町民です。今後の道路行政はどうされるのでしょうか、お答えください。以上5点、質問させてください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 花城清文議員のご質問1. 町長選挙の公約に掲げた町民体育館建設及び医療費無料化に関するご質問にお答えいたします。（1）のご質問ですが、

（1）、（2）は関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。現在、町民が体育館を利用する際には、小中学校の体育館を利用して夜間に使用している状況で、日中は体育館が使用できない現状にありますことから、建設が必要と考えております。事業実施、あるいは年度等詳細につきましてはこれからでございますけれども、後は黄金森公園の変更区域において施設等の検討委員会を開き検討してまいります。また、事業費についても、その検討委員会での結果を踏まえまして算出をしております。補助金につきましても、例えば公園事業で建設する場合には国の補助金、補助率2分の1でございますが、それを利用するというのも可能と考えております。

（3）のご質問ですが、（3）、（4）、（5）は関連いたしますので、一括して答弁をさせていただきます。こども医療費の高校卒業までの拡大につきましては、県内で既に実施をしている自治体から情報を集め、分析をしているところでございます。その結果を踏まえて、財源等を含め計画を立てていく予定でございます。また、ペナルティーについては、国・県からの調整交付金、国の療養給付費交付金の減額措置対象となっております。

以下のご質問に関しましては、副町長、それから教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の町立宮平保育所の一時預かり保育と地域子育て支援センターについてを問うの（1）についてお答えします。保育士不足によって、平成29年度から一時預かり保育が運営できていない状況です。同じ理由で地域子育て支援センターも、今年度はまだ運用開始ができておりません。（2）についてお答えします。事業が開始できないのは、保育士不足により配置ができないことによるものであります。地域

6月20日（第4号）一般質問

子育て支援センターの利用希望者は、4月に約20件ほど、5月は五、六件となっております。（3）についてお答えします。クラス担任保育士の代替保育について、短時間勤務の保育士を募集することで確保することができました。また、地域子育て支援センターの運営に関しては、地域の方々の協力で運営できないかとの提案も受けており、検討をしているところであります。（4）についてお答えします。事業を開始した場合に補助金の申請手続を行い、事業完了後に補助金が交付される仕組みですので、補助金の返還についてはありません。

質問事項4点目の南部水道企業団の給与の支給について問うの（1）についてお答えします。南部水道企業団の条例規則に照らし合わせて、過去に行った昇給内容に条例等の規定適用について誤解釈があり、当該昇給を無効にするということが理由であります。

（2）についてお答えします。構成町が行った給与条例改正を南部水道企業団が行わずに、企業団職員に不利益を与えたということはありません。

質問事項5点目の新川地内43番地付近の道路を町道に認定してはどうかの（1）についてお答えします。地主と交渉を行いました。道路用地の帰属を促しましたが地主の意向としては、これまで同様「無償譲渡での帰属は応じられず、今後も自己管理を行いたい」という旨の回答でありました。（2）についてお答えします。引き続き公共性の強い道路については、地主に対し帰属を促し、帰属が受けられない道路につきましては、地主に対し、維持管理の徹底を促してまいりたいと思います。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは、3点目の幼稚園・小学校の分離新設と校区の見直し関連の質問でございます。まず（1）でございますが、現時点での新設校の計画はございませんが、状況を注視しながら必要があれば、過大規模校において生じる課題に対し、教育上支障が生じることのないよう増築、校区の変更、または分離等も含めて検討を行ってまいります。（2）ののですが、南風原小学校区に関しましては、現在でも大規模校であることから、ご提案の校区の見直しは厳しいものかと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは、それぞれ項目ごとに再質問します。まず1点目です。体育館ですが、今の答弁が、黄金森公園で変更を検討したいということで答弁がありました。黄金森公園と体育館というのは、黄金森公園というのは国の補助事業として補助金を受け入れているわけでしょうか。そういう体育館をつくるときに目的外ということで国への返還の心配はないのかどうか。あくまでも公園整備として皆さん方は用地を取得し、公園が整備されてきました。そこに体育施設である体育館をつくるとしたら、それが可能であるのか。国からの返還要求が来ないのかどうか。もう一つは、もしやるとしたら都計審の審議も必要でしょうか。町の都計審、県の都計審の手続も必要だと思うが、どうでしょうか。その2つを教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 まず、公園の事業拡大、区域の拡大をする際にも、都市計画を区域の変更ということで都計審にかけて区域を拡大しないといけないということになります。そのためには町の都市計画審議会、県の審議会の同意をもらうということで区域の拡大をして、また公園事業費のほうも拡大する部分がございます。また、期間の延伸とか、それも合わせたもので都市計画法上の認可をもらわないといけないと。その際に公園施設として今の運動施設の部分も合わせて、事業費の拡大も合わせて事業上の認可をとりたいというようなものが必要でございます。それによって公園施設として補助が適用されるということは、事務の手続をとって補助が適用されるというようなものでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 その手続をもしやった場合、見通しとしてどうでしょうか。可能性は高いですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 見通しとしては、公園施設として配置できるものということで認識しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 大丈夫ね。安心しました。ただ、冒頭申し上げました、町は今財政難。財政調整基金も取り崩して、もうこれも少ないでしょう。町長の任期は4年です。その範囲内でこうした大型工事というか、事業というか、果たして取り組めるのかどうか少し不安であるが、町長は町民と約束をされているので、その実現に向けて最大限に努力をされてください。

6月20日（第4号）一般質問

もう一つ、医療費の問題です。事業実施に向けての取り組みというのはこれからですよ。これも恐らく保護者は早目にやってほしい。私は平成29年6月、第2回定例会でこのことを質問しました。高校、大学まで困窮世帯にとっては負担は同じだから、負担に困っているんだから高校、大学までやったらどうかと提案をしました。幸い、正之町長は公約に取り上げていただきました。それを実現してください。幼稚園生であろうが、高校生であろうが、家庭から出る支出、負担は変わりません。困窮世帯の支援をするということであれば、早目にそのことを待たないで、中学校卒業まではサッとやったんだから、高校まで行っても大丈夫でしょう。制度の枠を広げるだけだから問題ないと思うので、早目にそれを取り組んでください。ただ、心配なのは先ほど言ったように財源なので、その財源をしっかりと確保しながらこの事業に取り組んでください。

次、2点目へ行きます。宮平保育所、答弁では両方ともやっていないということでした。皆さんは、南風原町子ども・子育て支援事業計画が平成26年から平成31年までの5カ年計画で策定されました。その計画では2つの事業をどのように捉えていますか、お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これまでも同様に一時預かり保育事業、それから子育て拠点事業と、保護者が緊急または一時的に家庭での保育を行うことが困難となった場合に、児童を一時的に預かり、子育て世帯の支援を促進するというところで、大変重要な事業だということ認識しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 認識をされているんだったら、事業を当然やるべきでしょう。町の義務でしょう。保育士がいなかったら事業はやらないでもいい事業なのですか。事業をやるための保育士の確保というのは、町は当然の責任があると思います。いなかったからできませんでした。やりません。行政はそれでは困る。民間だったら、例えばアパート経営など、借りる人がいなかったから放っておきます。そういうことにはならないでしょう。借りる人を探すでしょう。それが仕事なんです。いなかったから、やるべき仕事をやらないというのはおかしい。特に、先ほど言った子ども・子育て支援事業計画の中でも一時預かり保育が、平成25年の実績で2,273名おられるわけです。地域子育て支援センター、これは宮平保育所、津嘉山保育園、かねぐすく保育園で事業を実施しています。同じく平成25年の実績は1万1,992名おられます。それだけやってほしいと。やるべきだということにそれを望んでいます。望んでいるのに、保育士がいなかったから取り組まなかったのが私はおかしいと思う。もう一度答えてください。どうしますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 残念ながら保育士を確保することができなくて、やらないではなくてやれなかったということでございます。引き続き保育士の確保に努めて、できるだけ早い時期に開所できるように努めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 保育士の確保、皆さんはどのようにやっているのか。町内に認可保育園、公立保育園、保育士の資格を持った人たちが今まで勤務していて退職した保育士がおられると思う。何名おられましたか。その皆さんに対して募集しましたか。どういう方法でやったのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 募集に関しては町のホームページ、あるいは保育所支援センターへの依頼等を通してハローワーク等、そういう形で募集をしておりますが、確保には至っていないと。一時保育事業については公立の宮平保育所、それからかねぐすく保育園、みつわ保育園とこの3園で実施していましたが、同じような理由で認可保育園も今年度、保育士確保ができずに開所できない状況になっているという状況です。引き続き保育士確保に向けて、潜在保育士の方々とか、あるいは8時間勤務ではなくて、パート的に4時間、4時間とか、そういう募集の仕方とか、そのようにシフト制を組んでの募集とか、あるいは拠点事業とか、地域の方の手をかりてといいますか、そういう方法もないかとか、そういう提案も受けていますので、いろいろな方法で早い時期での開所を目指していきたいと考えています。一時預かりするにしても、とにかく保育士を確保できないことにはどうしても開所できませんので、一日でも早く確保できるように努めてまいりたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ホームページで募集したと。それは相手待ちでしょうか。こちらか

6月20日（第4号）一般質問

らこういう事業があるからこういう資格者が必要だと。こちらから言うべきではないか。ホームページでやっても見る人もいれば見ない人もいっぱいいる。相手待ちの行政ではなくて、やるべき仕事だったら、当然皆さんからその範囲を広げて、方法を広げてやるべきではないでしょうか。もう議論はしませんが、町長の、役場のやるべき仕事なのに、そういう形でいなかったからやりませんでしたと。それは町民に対して説明できません。今後の取り組みとして町長はどう思うか、答えてください。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 議員 ご指摘のとおり、保育士の確保ができなかったからやれなかったという担当部長の答弁でございますが、これは現実でございます、私も教育長の在任中に幼稚園の教員が見つからなくて非常に苦労した経験がございます。それでも何とかしなくちゃいけないという、議員と同じ考えでございましたので、そういう意味でいろいろなつてでお願いをした経緯があります。退職なさったOBの方とか、それでも大体が60歳を超えて退職なさっている方でございますので、現場での重労働といいますか、厳しい勤務内容といいますか、そのようなものを考えてしまうんでしょうね。なかなかわかりましたと、「じゃあ私がまた嘱託でもいいですからやりましょう」というような先輩がなかなかいらっしやなくて苦労した経緯があります。そういう意味からしまして、保育所の保育士も同様なことではないかと思いますが、しかし確かにやるべき事業を実施するために、議員ご指摘のとおり待ちではなくて、こちらから幼稚園の先生をお願いしたような形で、保育園の保育士に対しても退職したOBの方に当たってみるといようなことも大事かなと思いますので、もし議員のほうでもそういう有望といいますか、可能性のある先輩方がいらっしやいましたらご紹介をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町民への行政ですので、いなかったからできませんということではなく、こちらからもしっかり資格者を確保をする努力が足りないと思うので、それをしっかりやってください。

次、3点目に行きます。津嘉山小学校の新設と翔南小学校の校区の見直しです。特に津嘉山小学校は毎年毎年生徒増があります。地域は今は、例えば本部公園の西側というか、津嘉山側というか、まだ空き地がある。どんどん家ができてきます。過大規模校になってから学校が必要だと。それでつくりますよと。空いている土地がないからつくる土地がありません。そういうことが起こり得るような気がする。ですから町には県町村土地開発公社南風原支社があるはずで、そこで用地の確保もできるはずで、いろいろな方法をとり寄せてやらない限り、家が密集してから学校が必要だからつくりますよということでは、今言ったように空き地がない。大きな面積、土地を必要とするわけでしょう。そういう面でこれからだというのが、是非早目に取り組みないと、子供たちの教育におくれが生じます。将来を背負って立つ子供たちの教育が何よりも大切だと思うので、そういう面もおくれないように前に前にという方針でこれからも計画を立ててください。そして、翔南小学校の校区の問題。これもおっしゃるように厳しいと思う。那覇市はこういうものをやっているそうです。近い学校には、校区はここであるが保護者が選択できる制度があるようです。そういうものを検討してみたらどうでしょうか。そうすることによって校区の適正化というか、児童生徒の適正化、いろいろな面で工夫ができると思うので、それも検討してください。これは提案しておきます。それから校区についても、子供たちの交通安全の面で十分親が安心して学校に行かせられるような環境をつくってください。それをお願いしておきます。

次に、4点目の南部水道企業団の給与の支給について伺います。先ほど申し上げました不正給与を昇給をさせたのは、全て町民の水道料金です。誤った認識でそのようにやったという答弁があります。その誤りを正すのが行政でしょう。正しい方向でやるのが行政の責任なのでしょう。誤った規定で昇給させた、あるいは飛び級させた。その額は幾らか公表されましたか。幾ら過払いがあったか。そして公表はどうしたのか。どうするということをお答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。過払い、未払い等の金額については、幾らだったというのは報告を受けていません。今計算中ということは聞いていますが、確定額についてはまだ明らかにされておられません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 町に最初に「どうでしょうか」と、町の意見を求めたと思います。

6月20日（第4号）一般質問

2015年かな、もう3年経過しています。何でそんなに時間がかかるんですか。それを指摘したことはありませんか。当然、町長は南部水道の経営責任があります。八重瀬町もしかりです。権限が企業者にあるとしても、経営責任は町長にあります。町民が不利益を受けるのであれば、即それは是正しなければならないでしょう。指導しなければならないでしょう。それを見逃しているというのがよくない。その指導というか、助言というか、これまでどのようにされてこられたのでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 前企業長の在職中にこの給与問題が発覚して、当時の企業長の私的諮問機関であるアドバイザー会議がつくられて、その委員として本町から2名、八重瀬町から2名、企業局から2名の計6名で、過去にさかのぼっての給与のいわゆる条例規則に照らして、不適切な取り扱いがあったということについて審議を依頼された経緯があります。ですから、それは当時母体である本町、八重瀬町、それぞれの理事である町長からの命もあって調査をして、平成29年3月31日付で前企業長に提言書の報告書をまとめて提出しました。それから、2回目の提言については6月に入ってからだと思いますが、1回目で見落としした、その後にはわかった内容について再度の審議の依頼があって、6月に2回目のアドバイザー会議としての企業局に対する給与の是正についての提言は一応してあります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 是非しっかりした水道経営をやってほしい。実は私のところにきのう、こういう文書が職員のほうから来ています。それによると、目を疑いたくなる。経営者として、管理者としてそうなのかなと。それをまず読みますね。企業長はC案として、全職員の給与を初任給から見直し案を提案しております。当然、それは組合側は反対です。やるべきではないと。不正給与ですからやるべきではないということです。それで企業長が言うように見直しをやろうとしたら、採用辞令も、これまでの昇給辞令も全て書いてある。おかしいでしょう。政令に基づいて辞令交付をしたのに、それが書かれるというのはおかしい。やるべきではない。当然やるべきではない。それを経営責任のある町長は、企業長に撤回を求めるべきだと思うが、どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今のお手紙の内容については存じていませんが、私的に触れた、当時正式に辞令を交付されて初任給決定がされた件、それと2件ありましたか。C案の話がありましたら、C案でいいんですか。それも当局と組合で正式な交わした文書で有効だという。それに対して組合側からそういう手紙があったということで理解して、そういう理解でよろしいですか。まずその前提でお答えしたいと思います。先ほど言いましたアドバイザー会議で議論したのは、初任給決定当時の位置づけが、企業団の条例規則に照らして間違いがあったということです。アドバイザー会議でそれぞれの職員の履歴を採用時から再点検したら間違っていたということが判明したから、提言書にまとめたということでもあります。今おっしゃった、当時、辞令を交付したからあれが絶対正しいという、当時はそういう議論は全くなかったのですが、そういう正しいという主張については、間違いは間違いでやはり正すべきだと。その認識は今も変わりません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もう一つ言いますね。今、南部水道は労使交渉を企業長がやるのではなくて弁護士を採用してやっている。高額な委託料を払って、報酬を払っている。労使交渉というのは当然企業長がやるべきでしょう。第三者である弁護士と交渉させるのはおかしい。それは無駄な公金。町民が払っている水道料からそれは支払われます。そういうことが平気で行われているということですから、それをやめさせるべき。企業長と労使交渉はしっかりさせるべき。それについてはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 間に弁護士を介して交渉の依頼をしているということですが、当然弁護士を依頼するには予算がかかります。それは企業団の予算にきちんと計上して、議会でも承認を得て、その前提で進んでいると理解をしています。これ以上のことは実際、全く予算を使わずにサービスでさせているとか、そういうことであれば問題だと思いますが、正式な手順を踏んで、予算を確保してこれが進んでいるのであれば、町としてこれについて「やめろ」とかというのは無理ではないかと思えます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 特に副町長は自治労本部におられました。労使関係をよく知っておられるでしょう。そういう例が県内にあったのか。労使交渉に弁護士が入って、裁判沙汰だ

6月20日（第4号）一般質問

ったらわかる。通常の団体交渉でしょう。それに弁護士が入ってやったというケースはありましたか、お答えください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 私が組合役員としての在職中は、そういう事例は扱ったことはありません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 当然でしょう。それぞれの首長と労使が交渉するのが当然の手続でしょう。これは公金ですから、1円たりとも無駄な金を使うべきではないというのが原則ですので、それをしっかり指導してください。

もう一つ言います。企業長の勤務についてです。企業長は無断欠勤がある。それともう一つ。1日の勤務が、1時間から3時間しか勤務しないと職員は言っています。それは職務怠慢ではないか。そういう事実があるようですから、しかも酒気帯び運転。朝出勤すると酒のにおいがプンプンする。そういうのが指摘されています。そういう指導は当然やるべきではないか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今の件は、酒のにおいがプンプンとか、そういうのは初めて聞きますが、もしこれが事実であればゆゆしきことだと思いますが、町として全く別組織の内容ですので、理事としての責任云々であれば、それは調査して当然両理事から指導する必要はあると思います。ただ、その内容が私どものほうには全くなくて、それは事実を確認する必要があると思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私が言っているのはそれなんです。事実を調査してください。それが事実だったら指導すべきです。絶対指導すべきだと私は思います。その事実を調査されますか。どうですか、教えてください。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 この問題については企業団の問題ですので、町としてはこれについてあだこうだという立場ではありませんので、先ほど必要があればと言いましたが、これは別組織ですから町としてのかかわりは必要ないと思っています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 経営者というのはひとつも物が言えないわけ。企業長に対して、南部水道に対して町は何の権限もないんですか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ただいまご質問の件に関しましては、私も最初の理事会がございまして参加したのですが、通常定例会への提案の議案の審議といたしますか、2案ございましたけれども、その内容説明を受けまして、その後、「新しい理事の方から何かございませんか」ということで話がございました。そのときに私も八重瀬町長もまだ新任でございまして、「どうぞ、これまでの、今取り上げていただいている問題に関しましては、ちゃんとアドバイザー会議のほうから、調査した結果提言書が出ているはずですから、我々がこれを蒸し返すというよりは、このアドバイザー会議が出した提言書のおり対応してください」というようなことを企業長には理事会の場で申し入れました。ただいま議員が取り上げている件に関しましては、これは私も初耳でございまして、審議のほども、町議会で議員が取り上げているわけですからその真偽は疑わないんですけども、しかし私としては、それはあくまでも議員のほうの情報でございまして、例えば警察署とか、そういうところからの正式な情報であれば、我々も改めて八重瀬町長との相談しながら対応してまいりたいということになります。現段階では、残念ですけども、我々にはそういう話が届いていないと。正式には来ていないと。公的な機関からの情報もないということですので、ご理解をお願いいたします。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後2時55分）

再開（午後2時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 南部水道の問題も、先ほど言った子供の問題、保育園の問題、これも町は今非常におくれをとっているとか、そういうことがあるので、しっかり町政運営のかじ取りをやってください。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

6月20日（第4号）一般質問

散会（午後2時57分）